

伊奈さいたま会 第4回理事会議事録

開催日時：平成28年10月12日（水）14：30～15：45（13：30～14：30各部会）

開催場所：さいたま市下落合コミュニティセンター 4F 第3会議室

出席者：（16名） 平林、池田、田口、双田、程塚、小山、矢内、大里、酒本、沖原、岡本、山崎(高)、山崎(春)、奥本、西河、小沼、

司 会：平林会長

会長挨拶：平林会長

本日は、お忙しい中、出席いただきありがとうございます。

皆様には、季節の変わり目で体調には気を付けていただきたいと思います。総務部長の高場さんは、脊柱管狭窄症のため本日は欠席となります。

私事、インドへ行って来まして、ニューデリーの近く村々を回って、蕎麦打ち交流をしてきました。実りの多い旅でした。同じアジアの人々と交流することは、非常に大事なことと感じ良い体験をしてまいりました。

報告事項

1 新規クラブ立ち上げについて：池田総務副部長

9月6日にクラブ立ち上げ準備会を開催した。10名が出席した。

先のアンケートの結果、5人以上集まった次の4クラブが対象となったが、

①麻雀クラブ…7名で9月29日から活動を開始した。今後さらに部員を募集をする。

②マジッククラブ…2名だけの出席だったので、後日さらに話し合いを設ける。

③太極拳クラブ…5名中2名が都合悪くなってしまったのでクラブ立ち上げ不成立。

④ハイキングクラブ…ぶらり旅クラブの中の同好会として立ち上げる方向で。

以上のとおりで、麻雀クラブが役員会にて承認され、助成金が支給された。

2 規約改正検討委員会について：双田HP委員長

9月6日名の委員で、第1回検討委員会が開催された。

3 各クラブ活動報告

各クラブから活動状況報告

・紙ふうせん⇒10月30日県活センターにて開催されるいきいきフェスティバルの準備が整い、4種類の作品を出します。

・グランドゴルフクラブ⇒毎週水曜日に吉野町公園で活動している。

・蕎麦打ちクラブ⇒9月2日の例会で、だったんそばをうった。参加者は8名。

・ぶらり旅クラブ⇒毎月実施。9月は軽井沢を散策、8名参加した。

10月は花が終わってしまったので中止。11月は湯田中温泉一泊旅行。

12月は箱根ガラスの森、相模湖イルミネーションを見物予定、実施の連絡は後日メールにて。

・みんなで歌おう会⇒毎月第一水曜日に北浦和の介護施設に訪れ活動している。ハーモニカ2名が加わった。

・カラオケ「ドレミの会」⇒毎月末10名位で活動している。費用700円位。

・朗読クラブ⇒会員数は現在7名。毎月第一木曜日に行っている。内容は、日本の古典、明治大正の文学等の朗読。

・ゴルフクラブ⇒年間9回活動。10月31日川越グリーンクロスにて14～15名参加予定。

・パソコンクラブ⇒毎月2回活動している。

・囲碁クラブ⇒報告なし。

以上、各クラブ活発に活動している

4 その他

新入会員2名（小泉さん15期、小竹さん19期）増え、会員数は146名となった。

新しい名簿を後で送付します。

議 題

1 研修会開催について：矢内企画部長

10月14日（金）13：30～15：30 浦和パルコにて、上野氏による「悪徳商法の対処方法」というテーマで講演会を開催する。参加者は27名（去年は30名）。

2 史跡めぐりについて：矢内企画部長

現在メール配信中であるが、11月25日実施の「日光街道杉戸宿」巡りの集合は、東武線大宮駅8：00に変更になっております。

3 グランドゴルフ大会について：山崎社会スポーツ文化部長

ホームページに掲載中であるが、28年度秋季大会は、11月9日12：30～吉野町公園にて開催されます。

4 彩の国いきいきフェスティバル開催について：山崎社会スポーツ文化部長

10月30日（日）10：00～15：00 県民活動センターにて開催されます。

紙ふうせんは4年目の参加となります。

5 規約改正について：双田HP委員長

別添「会則改正検討委員会第一回議事録」のとおり役員会（理事会）にて全会一致で承認される。

6 新年会開催について：田口総務副部長

日時：皆さんの予定が比較的に入らない第五曜日の29年1月30日（月）12：00～

場所：当方の要望を良く聞いてくれる道山閣とする。

アトラクションその他細部については、総務部で進めていく。

7 その他

○ 盆栽世界大会ボランティア活動について：田口総務副部長

29年4月27日（木）～4月30日（日）サブ会場詳細については、12月2日の理事会で話します。

○ 来年度の新入会員募集の際に必要なので、各クラブで写真を撮っておいてもらいたい。

との山口企画副部長からの言伝。：矢内企画部長

○ 行事等の案内は、ホームページに掲載するのみでなく、メールで送ってもらいたい。

メール本文に、行事名、日時などを記載して欲しい。後で見るときに添付文書を開かなくて済むので。：大里理事

◎ 次の理事会は、12月2日（金）13：00～17：00 与野下落合コミュニティセンター

4F第3集会室にて開催します。

（書記：田口）

会員から会則不備の指摘があり、検討委員会を立ち上げて第一回検討会を開催した。委員長に双田武夫を任命、会則不備の意見討議を開始した。その討議内容をQ&A方式で記載する。その結果を踏まえて会則の改正を提案する。(赤二重線が削除、ゴシックが追加)

なお、新会則の承認は平成29年4月の定期総会で議案提出し承認後の運用となるが、平成28年度役員会で承認されれば仮運用の形で試行し、その結果によりさらに訂正を加えたい。

会則と諸問題に関するQ&A

(Q1) 役員会と理事会についての意見

(A) 会則では、役員会の名称はあるが理事会と呼ばれるものはない。今後は今使用している「理事会」を「役員会」と呼び理事会の名称は使用しないこととする。会長、副会長のみの会合は、役員会とは呼ばず別の名称を使うようにする。(会則規定は設けない)

(Q2) 顧問を役員の範疇にいれたらどうか

(A) 顧問とは、「相談を受け意見を述べる人」であり議決権を持っていない。従って役員の範疇ではない。また、元会長がすべて顧問になる規定もない。ただし、前会長が引き続き権限を行使するのは問題があり一時的に一般慣例として顧問について頂き相談に乗ってもらうことはあり得る。

(Q3) 80歳以上の年会費の無料化と役員担当免除希望

(A) 年齢が該当する人は、年会費無料化を希望する方もあるかもしれないが、会に属する人は会費を払わず活動することに抵抗を感じる人が多いと思われるので現状では無料化はしない。希望が多くなれば検討したい。80歳以上の役員辞退については希望があれば検討する。

(Q4) ボランティア活動に対する奨励金を支給すべき

(A) クラブ活動に対して助成費があり、さらにボランティア活動に支給するとダブル支給になりかねないのでボランティア活動もなるべくクラブ活動(例：みんなで歌おう、紙ふうせん)として登録し助成を受けて欲しい。また、さいたま市では介護ボランティア制度(50P)、長寿応援制度(20P)があり、活用して欲しい。

(Q5) 年会費徴収で総会時に混乱があったので改善して欲しい。

(A) 専攻科新入会員対応＝火、水、木曜コース毎に、年初に開催される説明会后早急に各コースの担当者を決め卒業前(3月初め)までに集金をしてもらうようにする。
既存会員対応＝総会で集金するのでなく総会では集金が完了している状態にする。期別の集金とクラブ活動での集金を複合的に活用する。基本的には総会で集金しない。

(Q6) 会の継続性向上のため推薦理事を入れて欲しい

(A) 第7条、8条のタイトル変更と7条の条文に推薦役員の項を挿入し、端数条文は削除し役員数は柔軟に対応する。

(Q7) 総会の際、慣例として委任状を取っておらず出席者が過半数を得るのが困難な状況になりつつある。

(A) メールを活用しメールでの委任状を取ることにする。その詳細は今後検討していく。

**いきがい大学OB会
伊奈さいたま会 会則（案）**
（平成29 年4 月の総会承認後に適用するものです）

（名 称）

第1条 本会は、「いきがい大学 伊奈さいたま会」という。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、会長の自宅に置く。

（目 的）

第3条 本会は会員相互の連携を密に協調親睦を図り、会員相互のいきがいを求め、教養を高めるとともに、社会に貢献寄与することを目的とする。

（会 員）

第4条 本会の会員は、原則として、いきがい大学伊奈学園卒業者、在籍者で本会の目的に賛同し、年会費を納入した者とする。

（活 動）

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

総会

役員会

各種研修会

会員相互の交流

地域活動等社会参加

伊奈学園校友会及び各種団体との連携

その他目的達成の為に必要な活動

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 理 事 原則として役員総数から(1)(2)(4)(5)を引いた員数

(4) 会 計 2名

(5) 監 事 2名

（役員の選出） ~~（役員総数の算出基礎）~~

第7条 本会の役員総数は、原則とし卒業期の会員数5名あたり1名の割合で**算選**出する。~~ものとし、端数が出た時は6捨7入を採用する。~~ただし、役員会において推薦理事を選出することができる。また、クラブ代表1名も役員とする。

（役員承認） ~~（役員選出）~~

第8条 本会の役員は、役員会で選出し総会で承認を得る。

（役員任務）

第9条 役員任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障ある時はその任務を代行し、別に定める企画・運営部門を統括する。

(3) 理事は、本会の企画・運営に当たると共に、担当科の取りまとめを行う。

(4) 会計は、本会の会計を取扱うと共に、企画・運営に参画する。

(5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

(1) 顧問は、役員会で選出し総会で承認を得る。

(2) 顧問に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(会議)

第12条 本会の会議は次のとおりとする。

(1) 会議は会長が召集し、議長となる。

(2) 総会

ア. 定期総会は、年度終了後2カ月以内に開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

イ. 総会は、予算・決算・活動計画・活動報告・役員選任・会則の改正・その他必要事項を審議し、出席会員数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

ウ. 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。但し、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(3) 役員会

ア. 役員会は、役員で構成する。

イ. 役員会は、原則として奇数月の第1水曜日に開催する。なお、必要に応じて臨時に開くことができる。

ウ. 役員会は、第5条の諸活動の計画立案と実施、本会の運営などに関する事項を審議し、具体的に推進する。

エ. 役員会における議決方法および開会のための定足数は、本条(2)ウ.の規定を準用する。この場合、規定中にある「総会」を「役員会」と読み替える。

(事業活動)

第13条 前条第3項のウを円滑に進めるため、役員会の下部機関として、総務部、企画部、社会・スポーツ文化部を置く。

(1) 事業活動

総務部=総会、役員会など会全般の運営に関する事務、会計・広報、およびホームページ~~委員会~~
~~本会のホームページ~~に関する企画・とりまとめ

企画部=全体の行事の企画立案・とりまとめ

社会・スポーツ文化部=ボランティア活動およびクラブ運営の助成ならびに会員のスキル向上および新たなスポーツ・文化活動の企画・とりまとめ

(2) 事業活動は、第6条の役員のうち副会長、理事全員で構成しメンバーは会長が任命する。

(3) 事業活動に部長1名(委員長1名)、副部長若干名(副委員長若干名)を置くことができる。

(会費)

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(2) 会費は、年額1,000円とし、定期総会時まで納入することを原則とする。

(3) 既納の会費は、返却しない。

(会計年度)

第15条 本会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会)

第16条 会員が退会する時は、会長あてその旨を届け出なければならない。

(クラブ)

第17条 本会に、会員で構成するクラブを設置することが出来る。クラブは第13条の社会・スポーツ文化部が所管し、運営はクラブが定める「規約」に基づき行う。

(細則)

第18条 この会則による事業を円滑に実施するため、必要な規定を別に定めることができる。

(附則)

本会則は、平成17年4月1日から施行する。

本会則は、平成19年4月27日に一部改正する。

本会則は、平成20年4月30日に一部改正する。

本会則は、平成21年4月30日に一部改正する。

本会則は、平成22年4月30日に一部改正する。

本会則は、平成24年4月20日に一部改正する。

本会則は、平成25年4月23日に一部改正する。

本会則は、平成28年4月20日に一部改正する。

本会則は、平成29年4月21日に一部改正する。